

【ミニ講演会】

日 時	平成 29 年 9 月 23 日 (土)
場 所	寄 地 区：やまびこ館 (午後 3 : 00～) 参加人数：3 名 松田地区：松田町役場 1 階会議室 (午後 6 : 30～) 参加人数：20 名

ミニ講演会の内容

■これからの松田の自治について考える

1. 開 会

2. 講 演 ①「神奈川県自治基本条例について」

神奈川県政策局自治振興部広域連携課

講 演 ②「松田町自治基本条例の策定にかかる取り組み状況について」

松田町役場政策推進課

3. 質疑応答

4. 閉 会

■質疑応答 (寄地区：午後 3 : 00～4 : 30)

意 見：一昨年度から自治基本条例の策定に取り組んでいる。県西地域で松田町の策定が最後であるというのは意外という感想である。

条例等の策定というのは、基本的にはトップダウンで策定するものである中で、ボトムアップを期待している。

自然的にボトムアップという形が生まれてこなければできないような気がする。基本理念での町民の主役が理解できない。

神奈川県：県政運営のためには、行政だけでなく、県民の意思に基づく運営が必要であり、県の自治基本条例では県の自治の基本理念を定め、県政を進めていくための「基本ルール」を示している。県民の皆さまが主役であるが、主役であるとの実感のためには、県民の意見が県政策へ反映することが必要であり、自治基本条例で手続きを示しているが、「対話の広場」等のイベント参加の際の意見やアンケート結果については、特に県としても大切に汲み取っているので意見等を寄せてもらいたい。

県民の皆さまの意見は、大切に考えており、個別計画等に意見を反映させている。

意 見：町民一人ひとりが主体となって作成していくことは難しいので、行政として方向性を示し、町民としての取り組みを進めていくことでよいのか。

何事もトップダウンとなっており、ボトムアップは難しいが努力はするべきで、ボトムアップに繋がる行動や活動を支援して頂きたい。

事 務 局：自治基本条例の理念でも謳っている。

意 見：住民のものとして理解を高める努力はしてもらいたい。

事 務 局：職員等を含めて動員をすることはあるが。

意 見：役員だけでも出席させるべきではなかったのか。

## 取扱注意

- 意見：まちづくり条例との関係と位置づけはどうか。
- 事務局：まちづくり条例については松田町では開発に関する条例として定めている。自治基本条例は、町の最上位のものとして位置づける。
- 意見：国からの地方創生、県からの地方分権等が進んでいるが、補助金等の支援が少ないのではないか。
- 国⇄県⇄町の関係性の中で、主従関係が成立している。
- 神奈川県：財政的な支援は国に要望している。
- 地方分権改革は、国からの改革だけでなく、地方から権限移譲や規制緩和等の提案ができる「提案募集方式」という内閣府の制度がある。内閣府としては、各市町村の現場の意見に基づいた提案を期待しており、この制度は、来年度以降も継続して実施していくので、是非、町からの提案も検討してもらいたい。
- 意見：「松田の自治」という表現が住民の関心が低くなっている。
- 自治会ごとに実施をすれば、参加者も増えると思われる。また、ボトムアップ方式の行動を支援することが大切であったと。
- 意見：住民生活に身近でないと実感が薄くなってしまう。
- 事務局：「協働」の表現についてはどうか。委員の間では難しいので分からないという声もあり、「連携・協力」の方がよいのではという意見もある。
- 意見：住民には馴染んでいるとは思われるが。
- 神奈川県：提案制度は平成30年が5年目となり、内閣府は、事例集等の作成を進めている。
- 事務局：自治基本条例は理念的なものではあるが、仕掛けや仕組みは必要であると思うので、今後、仕組みづくりを進めていく。
- 意見：広域的な取り組みについては神奈川県が主体で進めてもらいたい。

## ■質疑応答（松田地区：午後6：30～8：00）

- 意見：素案の中に「町長等」と「町長」とあるが、「町長等」での表記では分かりづらいので、分けて表記した方がよいのではないかと。
- 事務局：審議会での検討の中でも議論になっていた点ではある。次回の審議会の際に検討する。
- 意見：説明会を自治会単位ぐらいに分けて実施した方がよいのではないかと。
- 事務局：寄地区でも同じ意見を頂いている。
- これまでに地域座談会での説明や広報誌等でも周知は行っている。
- 前回（8/22）の文化センターでの講演会を受けて、より細かくということで今回の2地区での開催となっている。
- また、今後地域座談会の開催を予定している。
- 意見：P4の権限移譲が進む中で、町の事務量が増えたときに人的、知識的の不足を県としての補助等はあるのか。
- 神奈川県：権限移譲の際の事務の内容や財政支援については、事務レベルでの調整の仕組みがある。
- 事務局：松田町においても県より要望を受け、町として対応可能な範囲での対応を行っている。
- 意見：県民でもあり、町民でもある中で条例での位置づけはどうなっているのか。出来ることであるならば、条例の構成を統一してもらいたい。
- 事務局：県及び町は、別々のものである。

## 取扱注意

神奈川県：自治基本条例の構成として統一化されたものではなく、県及び町として独自に作成している。

意見：神奈川県構成に合せた方が分かりやすいのではないか。

神奈川県：全国的に横並びというのではなく、地方分権を進める中で神奈川県や松田町の各々が、わが町をどうしたいかについて、まちづくりの宣言を改めて条例で示しているようなもの。その地域によって記載する内容も異なるもので、合わせるといった性格のものではない。

意見：我々は県民でもあり、町民でもある。もし、この2つの条例に矛盾が生じた時にはどちらを選択すればよいのか。

章立てを一緒にしていかなければ分かりづらい。

事務局：県と町の条例は、そんなに大きく違ったものではないはずである。

自治基本条例も元を辿れば日本国憲法へとつながる。

県の条例についても日本国憲法と同じ内容ではない。

意見：県と町の条例で内容が似ているが章の分類が違っている。県と町の章立てを合わせ、同じように仕分けした方がよいのではないかと考える。

事務局：審議会で再度、検討する。

「協働」と「連携・協力」についてはどうか。

意見：「協働」にすべきと考えている。

県西2市8町で使われている。

行政と一緒に汗を流して働くということでキーワードにもなっている。

意見：町民の意見を聴く場として捉えて頂きたい。

条例の構成についても検討して頂きたい。

事務局：審議会で検討する。

以上